

京都市告示第598号

児童福祉法（以下「法」という。）第24条の37の規定により、次のとおり法第24条の26に規定する指定障害児相談支援事業者を指定しました。

平成29年2月23日

京都市長 門川 大作

1 申請者

株式会社KMCライフ（代表取締役 森田 玲子）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都市左京区川端二条東入る新車屋町157

3 事業所の名称

相談支援事業所アットすまいる

4 事業所の所在地

京都市左京区川端二条東入る新車屋町157 不二ビル1F

5 指定する事業の種類

障害児相談支援

6 指定年月日

平成29年1月1日

7 事業所番号

2670600168

(保健福祉局障害保健福祉推進室)